



朝日町農業関係支援事業のご案内

認定農業者・定年帰農者・担い手

チャレンジファーマー活動応援事業（町）

- (1) 農業での先進的な取り組みや新技術導入
- (2) 地場産物加工品開発（試作品の開発など）
- (3) 労働力確保対策等の事業支援（農家独自に就農フェアに参加する取組、農業のイメージアップを図る斬新な取組みなど）

◎補助内容

- (1) 税抜事業費の 3/5 以内(100 万円限度)
- (2) 税抜事業費の 1/2 以内(30 万円限度)
- (3) 税抜事業費の 1/2 以内(10 万円限度)

認定農業者農機具等支援事業（町）

認定農業者が経営改善計画に基づいた経営規模拡大や作業効率化等に伴う高性能農業用機械等の導入を支援

◎補助内容

- 税抜事業費の 1/3（60 万円限度）
- （2 回目以降の申請は 1/4、ただし前回の支援により経営が改善されている場合のみ）

※既存機械と同性能の機械の更新は補助対象外

申請は 5 月 7 日（水）まで

スマート農業省力化支援事業（町） **R 8 まで**

(1) 自動草刈機購入支援

(2) パワーアシストスーツ購入支援

◎要件

- (1) は以下の①～③のいずれかに該当する者
 - ①認定新規就農者・認定農業者
 - ②65 歳以上の果樹農家
 - ③果樹栽培面積が 1ha を超える農家
- (2) は以下の①～③のいずれかに該当する者
 - ①認定新規就農者・認定農業者
 - ②65 歳以上の農家
 - ③栽培面積が 1ha を超える農家

◎補助内容

- (1) 本体の税抜額 1 台あたり 1/2
（補助合計 50 万円限度）
※設置費用は補助対象外
- (2) 税抜額 10 万円以上の製品の 1/2
（10 万円限度）

定年帰農者・頑張る高齢者農機具等支援事業(町)

(1) 定年帰農者

概ね 55 歳から 65 歳で新たに就農または経営者となり、農産物の販売額が年間 50 万円以上見込まれる農業者に対して、農機具等の導入を支援

(2) 頑張る高齢者

65 歳以上で農産物の販売額が年間 50 万円以上見込まれ、経営移譲年金を受給していない農業者に対して、農機具等の導入を支援

◎補助内容

税抜事業費 30 万円以上の農機具購入費用に対し、1/3 以内の補助（40 万円限度）

（2 回目以降の申請は 1/4）

※認定農業者は対象外

未来を育む農業担い手育成支援事業（県・町）

地域農業の持続的発展を目指す取組みへのオーダーメイド型支援

(1) 地域ぐるみの省力化・コスト削減の取組みや新規就農者の受入れ体制づくりへの支援

（取組例：集落でドローンによる直播や防除に取組む等）

(2) 多様な人材が農業に積極的に参画し、活躍できる環境づくりへの支援

（取組例：農業法人が多目的用トイレを整備し、地域の女性や障がい者等の雇用を創出する等）

(3) 就農 10 年目までの認定新規就農者が規模拡大に必要な機械を導入する取組み等で、国の事業に該当しない場合に支援

(4) 就農 10 年目までの経営継承を予定する新規就農者（(3) 以外の者）が、作業効率化のために必要な機械を導入する取組み等に支援

◎補助内容

事業費の 1/2、(1) のみ 3/10（限度額は事業によって異なる）

様々な要件がありますので、**希望される場合は 4 月 22 日（火）までご相談ください。**

※国や県事業でまだ要綱が発表されていないものがあり、内容が変更になる場合があります。また、掲載した事業は様々な要件等もありますので、**補助事業を計画している方は事前にご相談下さい。**

研修生・認定新規就農者等	園芸用ハウス整備
新規就農者育成総合対策（国） (1) 就農準備資金 独立就農する研修生に対し資金を支給 ◎補助内容 12.5万円/月(150万円/年)×最長2年間 ※町外からの移住者は年間36万円上乗せ (2) 経営開始資金 地域計画に位置付けられた認定新規就農者(50歳未満で前年の世帯所得が原則600万円未満)を対象に資金を支給 ◎補助内容 12.5万円/月(150万円/年)×最長3年間 (3) 経営発展支援事業 地域計画に位置付けられた認定新規就農者(50歳未満)を対象に、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援 ◎補助内容 事業費の3/4(対象事業費上限1,000万円) ※(2)経営開始資金の受給者は上限500万円	施設園芸用ハウス等支援事業（町） 野菜等を周年栽培し、町内直売所等に出荷する場合に支援 ◎補助内容 施設園芸用ハウス整備に係る税抜事業費（資材費）の1/2以内（50万円限度）
稲作関係	
	環境保全型農業直接支払交付金（国・県・町） 農業者グループが生物多様性保全として冬期湛水管理を行った場合に支援 ◎要件 ・国際水準GAPに取り組むこと（認証取得までは求めている） ・特別栽培農産物認証を受けていること ◎交付内容 冬期湛水 4,000円～8,000円/10a
独立自営就農者育成研修事業（県） 就農準備資金に該当しない場合で独立就農する50歳以上の研修生に対し、資金を支給 ◎補助内容 12.5万円/月(150万円/年)×最長2年間	売れる米作り支援（町・農協） 堆肥の秋散布及び土壌改良材の散布を行った、とも補償加入農家を対象に助成金を交付 ◎堆肥散布助成 400円/10a、2,750円/10a(町) ◎土壌改良材共同散布助成 400円/10a ◎土壌改良材個人散布助成 100円/20kg袋
就農条件整備支援事業（町） 国・県の事業に該当しない場合で、認定新規就農者が青年等就農計画に即した機械・施設等の導入費用に助成 ◎補助内容 事業費の1/3又は100万円のいずれか低い額	高品質米支援(カメムシ対策)（町） 畦畔等水田面積以外のところにカメムシ用の薬剤散布をした場合費用の1/2を補助（追加防除分のみ対象）
農林大学校入学支援事業（町） 農林大学校授業料の全額補助 ◎要件 大学校卒業後、町内で就農すること（助成期間の1.5倍以上）	担い手農地集積支援事業（町）（水稻作付のみ） 農地の賃貸借契約等により農地集積が図られ、経営面積が拡大する場合、受け手に対する支援 ◎地区により1万円～2万円/10a
農業研修生受入支援事業（町） 国や県の資金を受けていない研修生を受け入れて指導する農業者へ賃金等の助成 ◎補助内容 研修生へ支払う賃金の1/4(4万円/月限度)	水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策） 転作を行い、その転作作物を出荷販売している農業者を対象に交付 ◎交付内容 作物により5千円～5万円/10aを交付（国予算配分により単価の変動有り）

※**朝日町農業研修生受入協議会では将来担い手となる農業研修生を募集しています。**研修生用の宿泊施設（元町）もありますので、農業に興味がある方、ご紹介いただける方がおりましたら情報をお寄せください。また、**朝日町若手農業者の会では会員を募集しています。**栽培作物や出荷組合に関わらず、若手農業者同士のつながりを目的に意見交換会や視察研修等の活動をしていますので、ぜひご連絡ください。

果樹関係	加工ぶどう・あけび関係
果樹経営支援対策事業（国） 来年度植栽分 果樹経営の安定対策を図るため、果樹生産担い手を対象に優良品目・品種への転換等取組みへの支援（品目や樹形によって植栽する下限本数が異なります） ◎補助内容 (1) 改 植 ◇りんご（朝日ロハスへの改植）定額 33 万円/10a ◇りんご（丸葉への改植）定額 17 万円/10a ◇その他果樹 定額 17 万円/10a (2) 新 植 ◇りんご（朝日ロハスへの新植）定額 32 万円/10a ◇りんご（丸葉への新植）定額 15 万円/10a ◇その他果樹 事業費の 1/2 以内 ※上記の改植・新植の補助に加えて未収益交付金 22 万円/10a 以内が交付されます ※りんごのわい化への改植・新植の場合は、町単独で 16 万円/10a の上乗せ有り ※国の予算により、補助額が減少する場合がありますのでご注意ください <u>申請は 6 月末まで</u>	ワイン用ぶどう栽培支援事業（町） メルロー、カベルネソービニオン、リースリングフォルテの 3 品種に支援（新規参入者除く） ◎補助内容 (1) 苗木購入費 リースリングフォルテ 1/2 メルロー、ソービニオン・ブラン 1/3 (2) ぶどう棚資材購入費（上記 3 品種の棚） 税抜事業費（資材費）の 1/3 以内 （50 万円限度） あけび栽培支援事業（町） 生産量日本一である、あけび生産への支援（新規参入者除く） ◎補助内容 (1) 苗木購入費 果樹産地構造改革計画の生産振興となっている品種 1/3 (2) あけび棚資材購入費（上記苗木の棚） 税抜事業費（資材費）の 1/3 以内 （50 万円限度）
高品質りんご生産緊急対策事業（町） 国のりんごのわい化改植に該当しない（いや地問題のため抜根・整地を行わない改植）の場合に支援 ◎事業主体 果樹生産の担い手 ◎補助内容 苗木・支柱等の購入経費の 1/2 以内 （16 万円/10a 限度） 樹体補強資材購入補助事業（町） 雪害等による枝折れを防ぐ資材等購入費用の補助（ロンバス方式等） ◎補助内容 資材購入費の 1/3 以内	経営規模拡大への支援 農業経営の法人化等支援事業（町） 農業経営の合理化、経営の発展を目的とした農業経営法人化に対する支援 ◎補助内容 法人化に必要な経費 20 万円限度 セーフティネット関係 収入保険新規加入緊急奨励事業（町） 収入保険に新たに加入する農業者に対する掛捨て保険料の負担軽減支援 ◎補助内容 3 万円または掛捨て保険料のいずれか低い額
農業労働力環境整備	離農者への事業継承支援
簡易仮設トイレ購入事業（町） R9まで 税抜 5 万円以上の簡易トイレ購入への支援 ①経営面積が 1ha を超える農家 ②2 戸以上の農家が組織する団体 ③認定新規就農者 ①から③のいずれかに該当する者 ◎補助内容 本体の税抜事業費の 1/2 以内（10 万円限度） <u>※過去に本事業を活用した方は申請できません</u>	第三者移譲による離農給付金（町） 高齢や病気等により離農・規模縮小を予定する方が、第三者の認定新規就農者に生産可能な 30a 以上の樹園地を移譲（売買）した場合の支援 経営面積の 9 割以上の移譲 50,000 円/10a 経営面積の 5 割以上の移譲 30,000 円/10a 数年後に農地や機械・施設等を新規就農者へ継承してもいいという方は町までお知らせください。

農地の維持や施設の長寿命化関係	災害復旧事業
中山間地域等直接支払交付金（国・県・町） 中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を、協定に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付 多面的機能支払交付金（国・県・町） (1) 農地維持支払 農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援 (2) 資源向上支払 地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援	耕地災害復旧事業（町） 農地・農業用施設など 1 地区事業費 10 万円以上の場合 ◎補助内容 事業費の 1/2 以内 土地改良事業 土地改良事業（町） (1) かんがい排水事業 1 地区あたり事業費が 20 万円以上で補助率 30%以内 (2) 農道整備事業 1 地区あたり事業費が 20 万円以上で補助率 40%以内（新設は補助率 30%以内）（維持修繕の場合は 1 集落当たり事業費 10 万円以上） (3) 基盤整備事業 1 地区あたり事業費が 20 万円以上で補助率 20%以内
林業関係事業	鳥獣被害対策関係事業
枯損木処理にかかる費用の補助（町） 多面的機能の高い健全な森林の育成を図るため、枯損木等の伐倒費用を支援 ◎補助内容 事業費の 30%を補助 （但し、補助金は 1 本あたり 23 千円限度） 西山杉利活用補助事業（町） 西山杉の搬出・間伐及び山林に入るための作業道の開設にかかる費用を支援 ◎補助内容 ①搬出 1,000 円/m³ ②作業道の開設 2,000 円/m ③切捨て以上の間伐 事業費の 30%以内 森林・山林多面的機能発揮対策事業（町） 集落等を構成する区域において、構成員による活動を通じ、地域の森林資源の利用を図ることを目的として取り組む活動に対し支援 ◎構成員の要件 森林所有者、地域住民、自治公民館等の地域の実情に応じた 3 名以上で構成すること ◎対象森林 活動を行う時点で森林経営計画が策定されていない森林 ◎補助内容 里山の保全（里山林の景観を維持する）活動に対し 1ha あたり 4 万円	狩猟免許取得等支援事業（町） 鳥獣被害対策に取り組むために免許を取得し、山形県猟友会朝日分会で技術向上に努める者に対し支援 ◎補助内容 ①狩猟免許取得 経費の 1/2 以内 ②銃所持許可取得 経費の 1/2 以内 ③銃器・ロッカー等購入 経費の 1/3 以内（10 万円限度） 鳥獣害による耕地災害復旧事業（町） 鳥獣害による水田畦畔や農業用施設の復旧について 1 地区事業費 10 万円以上の場合 ◎補助内容 事業費の 1/2 以内 電気柵等設置補助事業 農地の鳥獣被害防止のために電気柵や有刺鉄線柵を設置する際の資材購入費への支援 ◎補助内容 ①電気柵・メッシュ柵 資材費の 1/2 以内（2 回目以降の申請は 1/3） ②有刺鉄線柵 資材費の 1/4 以内 ③柵の地際補強の防草シート 資材費の 1/4 以内 【お問い合わせ先】 朝日町農林振興課 ◇電話：67-2114 ◇メール：nourin@town.asahi.yamagata.jp